



# 日本近世期における楽律研究 『律呂新書』を中心 として [論文要旨及び審査の要旨]

著者	榎木 亨
発行年	2016-03-31
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第609号
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/10228">http://hdl.handle.net/10112/10228</a>

[16]

氏名	榎木 亨 <small>かやき とおる</small>
博士の専攻分野の名称	博士（文化交渉学）
学位記番号	東アジア文化博第17号
学位授与の日付	平成28年3月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	日本近世期における楽律研究 —『律呂新書』を中心として—
論文審査委員	主査教授 吾妻重二 副査教授 藤田高夫 副査教授 二階堂善弘

## 論文内容の要旨

榎木亨氏の論文「日本近世期における楽律研究—『律呂新書』を中心として—」は、朱子学の音律論が江戸時代においてどのように受容され、また変容したのかを南宋・蔡元定『律呂新書』の研究を詳細に跡づけることにより考察した研究である。

内容構成は以下のとおりである。

### 序論

#### 第一章 蔡元定『律呂新書』—成立と展開—

- 第一節 『律呂新書』の成立と展開
- 第二節 三分損益十八律
- 第三節 雅楽理論書としての『律呂新書』
- 第四節 律管製作

#### 小結

#### 第二章 林家における『律呂新書』研究—林鶯峰『律呂新書諺解』を中心として—

- 第一節 林鶯峰について
- 第二節 『性理大全』の訓読
- 第三節 楽の実践と釋奠
- 第四節 『律呂新書諺解』について

#### 小結

#### 第三章 中村惕斎の『律呂新書』研究—日本における『律呂新書』研究の開祖—

- 第一節 中村惕斎と『律呂新書』
- 第二節 『修正律呂新書』
- 第三節 『筆記律呂新書説』

#### 第四節 楽の実践

##### 小結

#### 第四章 中村惕斎『律呂新書』研究の継承

一斎藤信斎・蟹養斎および尾張における『律呂新書』研究を中心として一

##### 第一節 斎藤信斎の『律呂新書』研究

##### 第二節 蟹養斎による楽研究

##### 第三節 蟹養斎『読律呂新書記』

##### 小結

#### 第五章 内堀英長の『律呂新書』研究—『律呂新書』研究の象数易学的展開—

##### 第一節 内堀英長について

##### 第二節 著作について

##### 第三節 内堀英長の『律呂新書』研究

##### 小結

#### 第六章 鈴木蘭園の楽律論—『律呂新書』に対する批判—

##### 第一節 鈴木蘭園について

##### 第二節 講義と著作

##### 第三節 「往而不返」の否定と「古義」の尊重

##### 小結

##### 結論

##### 参考文献

##### 初出一覧

##### あとがき

第一章「蔡元定『律呂新書』—成立と展開—」では蔡元定（1135-1198）の『律呂新書』につき、その成立および展開過程と理論的特徴が論じられる。『律呂新書』が朱熹（1130-1200）の助言を受けつつ著わされた楽律書であり、のちに『性理大全』に収録されたことにより朱子学を代表する楽律書としての地位を確立したことを指摘する。そして、『律呂新書』において提唱されていた三分損益十八律が、正律十二律に必要最小限の変律六律を追加した、きわめて完成度の高い理論であること、また、気思想にもとづく「声気元」概念を提示するとともに、度量衡から楽律を求めるそれまでの流れを改め、楽律が度量衡の基準となる中国古来の体系を再興したことを指摘し、同書の中国音楽史における意義を明確にしている。

第二章「林家における『律呂新書』研究—林鶯峰『律呂新書診解』を中心として—」では、日本で『律呂新書』にいち早く着目した林鶯峰（1618-1680）とその弟子による『律呂新書』研究、林家における楽の実践、そして『律呂新書診解』の成書過程およびその内容が論じられる。その結果、林家では『性理大全』に加点する作業を通して『律呂新書』が注目されたこと、この作業が鶯峰の弟子の狛高庸によるものであること、林鶯峰の著とされる『律呂新書診解』が実際には弟子の小嶋道慶によるものであることなどが初めて明

らかにされた。さらに、『律呂新書』研究は林家における内々の作業であったため、日本近世期の楽律研究にはほとんど影響を与えなかったとされる。

第三章「中村惕斎の『律呂新書』研究—日本における『律呂新書』研究の開祖—」では、日本における『律呂新書』研究の基礎を築いた中村惕斎（1629-1702）をめぐって、研究の過程、その成果として著わされた『修正律呂新書』と『筆記律呂新書説』が諸版本により詳しく考察される。その結果、惕斎が『律呂新書』につきすぐれた実証的理論研究を行っていたこと、安倍季尚をはじめとする楽人たちとの交流および楽器の習得を通して音楽を理解しようとしていたこと、日本雅楽を改良して儒者が理想とする古楽を復興すべく希求していたことなどが明らかにされる。一方、惕斎が『律呂新書』とは逆に、度量衡にもとづく楽律の探求を積極的に肯定したこと、数的に均整のとれた楽律論よりも、むしろ実践可能な楽律論を優先していたことが指摘される。

第四章「中村惕斎『律呂新書』研究の継承—斎藤信斎・蟹養斎および尾張における『律呂新書』研究を中心として—」では、惕斎の弟子である斎藤信斎（生没年不詳）による楽律研究をとりあげるとともに、惕斎の『律呂新書』研究が信斎を介して尾張の蟹養斎（1705-1778）に伝わり、崎門派に影響を与える過程が論じられる。すなわち、斎藤信斎が『修正律呂新書』を刊行し、惕斎の楽律研究の入門書として『楽律要覧』を著わすなど、惕斎の『律呂新書』研究の普及に尽力した人物であったことが解明され、また惕斎の『律呂新書』研究は信斎を通して蟹養斎に継承され、その後、尾張における『律呂新書』研究の基礎となったという。

第五章「内堀英長の『律呂新書』研究—『律呂新書』研究の象数易学的展開—」では、小浜藩の儒者内堀英長（1774-1832）による、『律呂新書』研究が論じられる。蔡元定自身は『律呂新書』において楽律と象数易学を積極的に関連づけることはなかったが、中国では明代以降、そのような観点にもとづく理論が登場する。そして、日本において『律呂新書』を象数易学の観点から研究したのが内堀英長であったという。このような観点は日本では影響力こそ限定的であったが、『律呂新書』を象数易学的観点から研究したものとして重要な価値をもつという。

第六章「鈴木蘭園の楽律論—『律呂新書』に対する批判—」では、鈴木蘭園（1741-1790）の『律呂新書辨解』を中心に論が進められる。京都の医師であり琴士でもあった蘭園は「古義」を尊重し、蔡元定理論を「蔡氏家説」ととらえて、中国古来の方法に依拠した楽律論に回帰することを主張した。しかし、蘭園は『律呂新書』を完全に否定するのではなく、あくまでも『律呂新書』の誤りを訂正することにより「古義」を得た楽律論を構築しようとしていたという。その意味で、蘭園による研究は非朱子学者である学者による研究の一つとして、惕斎らとは異なる観点から『律呂新書』研究に取り組んだものとして評価できるとする。

最後に、この論文において明らかにされた日本近世期における『律呂新書』研究の様相は今後、中国および朝鮮における『律呂新書』研究と合わせて検討することで、東アジア近世期における楽律論の解明の重要な手掛かりをなすという。

## 論文審査結果の要旨

榎木氏の論文は日本近世における音律論がどのように展開したのかを『律呂新書』を中心として詳細に考察した力作であり、重要な知見を含んでいる。主な意義としては以下の三点があげられる。

第一に、新たな研究領域を開拓した点が高く評価される。そもそも『律呂新書』の日本における受容と変容の様相がどのようなものであったかについては、これまでほとんど明らかになっていなかった。しかし本論文では、『律呂新書』研究の端緒を開いた中村惕斎をはじめ、林鶯峰、斎藤信斎、蟹養斎、内堀英長、鈴木蘭園らの著作を、刊本・写本を含めて広く調査・発掘するとともに、その特色を論じ、日本の『律呂新書』研究につき網羅的に検討を行なっている。つまり「日本朱子学における音律研究史」という重要な領域が初めて照射されることになったのである。

第二に、これに関連して、新たな事実の解明ということが挙げられる。たとえば、林家で『性理大全』に加点する作業を通して『律呂新書』が注目されたこと、林鶯峰の著とされる『律呂新書諺解』が実は弟子の小嶋道慶によるものであること、中村惕斎が『律呂新書』の内容を実証的に再検証するとともに、日本において実践可能な楽律論を追究していたこと、斎藤信斎と蟹養斎が惕斎の研究を発展させたことなどは、従来知られていなかった新たな個別的知見といえる。

第三に、東アジアの音律論の文化交渉的研究に関して重要な里程標になりうる点が挙げられる。『律呂新書』の東アジアにおける展開に関しては、これまで中国および朝鮮については一定の研究成果がある。今後、そうした中国・朝鮮における『律呂新書』研究と合わせて検討することにより、東アジア近世期における楽律研究の解明に資するだけでなく、朱子学、ひいては儒教における楽論および礼楽論についても重要な手掛かりを提供することが期待されるのである。

問題点としては、『律呂新書』を中心とする音律研究は徂徠学派や富永仲基の音律研究と比較した場合どのような特色をもつのか、あるいは江戸後期になると明清楽の演奏が流行するが、ここに取り上げられた事象はそれとどのように関連するのかなどについても論じる余地があるように思われる。しかし、それらは本論文でなされた研究をふまえて初めてなしうることであり、今後における課題というべきである。本研究は文化交渉学の視点に立って中国音律論の日本における展開を究明するとともに、東アジア的展開につき将来の展望を示唆するという意義をもつものといえる。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。